

令和7年1月16日

保護者各位

鹿児島県立加治木工業高等学校長

令和7年度以降の自転車通学許可条件の改訂について（お願い）

保護者の皆様におかれましては、日頃から本校教育活動にご理解とご協力いただき、ありがとうございます。

さて、今般の「道路交通法の一部を改正する法律」が令和5年4月から施行され、全ての自転車利用者にヘルメット着用の努力義務が課せられています。「かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例」においても、「自転車利用者は自転車を利用するにあたり、乗車用ヘルメットを着用するよう努めるものとする。」とされています。

本校におきましても、令和7年4月から自転車通学許可条件を改定し、乗車用ヘルメットの着用を付け加えます。

生徒の命を守るために、自転車通学時のヘルメット着用にご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

つきましては、自転車通学生は、新年度を迎える前の3月中に乗車用ヘルメット（自転車用ヘルメット認証マークがある物であれば色、形等は問いません）の準備をお願いします。



（自転車用ヘルメット認証マーク）